

諮問日：平成30年12月11日（平成30年度（情）諮問第23号）

答申日：令和元年5月24日（令和元年度（情）答申第6号）

件名：松山地方裁判所における開廷情報の開示の基準等に関する文書の開示判断
に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「松山地方裁判所の開廷情報における情報開示の基準，運用に関する文書（最高裁による通知に基づく内部運用）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，松山地方裁判所長が，「裁判員裁判に係る開廷情報の裁判所ウェブサイトへの掲載について（H28.4.18）松山地裁刑事部・総務課申合せ」（以下「本件開示文書」という。）を開示した判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，松山地方裁判所長が平成30年10月12日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

開廷情報の公開に関する文書があるはずである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

開廷情報の公表については，最高裁判所において統一的な運用を定めているものではなく，各庁の運用に委ねられているものであるが，松山地方裁判所において探索したところ，本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書は存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年12月11日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成31年3月15日 本件開示文書の見分及び審議
- ④ 同年4月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、開廷情報の公表については、最高裁判所において統一的な運用を定めているものではなく、各庁の運用に委ねられているものであるが、松山地方裁判所において探索したところ、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書は存在しなかったとのことである。本件開示文書の記載内容を踏まえて検討すれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、松山地方裁判所において、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、松山地方裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、松山地方裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人